

本市に必要な文化ホールの機能等について

令和8年2月4日（水）

目次

1. 第1回検討会振り返り
 - 1-1 第1回検討会資料まとめ P.2
 - 1-2 主な意見 P.3
 - 1-3 第2回検討会までに必要な資料等 P.3
2. 本市の文化施策について P.4
3. 文化ホールと区民文化センターの機能等の整理について P.8
4. 本市に必要な文化ホールの機能等について（意見交換） P.12

1 第1回検討会振り返り

1-1 第1回検討会資料まとめ

設置数と規模

- ・本市の文化ホールの数は政令市平均を下回っており、同じ地方中枢都市である札幌市、仙台市及び福岡市と比べても少ない。
- ・本市は多目的ホールのみ設置しているが、同じ地方中枢都市である札幌市及び福岡市は音楽と演劇の専用ホールが設置されている。また、仙台市は、音楽専用ホールの設置に向けて現在検討を行っている。
- ・多目的ホールは、岡山市を除く全ての政令市において設置されており、京都市及び北九州市以外は複数設置されている。また、その規模について、2,000席以上、1,500～2,000席未満、1,500席未満の全ての規模において、それぞれ設置されている都市は仙台市、静岡市、名古屋市、大阪市、福岡市及び本市の6市である。
- ・音楽専用ホールは、10都市において設置されており、このうち民間設置は大阪市の1館のみである。また、その規模については、2,000席以上が札幌市、横浜市、新潟市及び岡山市の4市、1,500～2,000席未満が川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、福岡市及び熊本市の6市、1,500席未満が横浜市のみである。
- ・演劇専用ホールは、9都市において公共・民間が同じ数（6館）設置されている。また、その規模について、2,000席以上が札幌市、名古屋市の2市、1,500～2,000席未満が岡山市のみ、1,500席未満が横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、福岡市、北九州市及び熊本市の7市である。
- ・県内の文化ホールは全て多目的ホールであり、1,500席未満の施設が最も多く設置されている。

稼働率と利用状況

- ・本市の文化ホールの稼働率は、政令市平均を下回っており、同じ地方中枢都市と比べた場合、仙台市より高いものの、札幌市及び福岡市よりは低い状況にある。
- ・県内の文化ホールの稼働率は、ふくやま芸術文化ホールは78.5%と高い稼働率を有しているが、その他の文化ホールについては、40%～50%台の稼働率であり、本市より低い状況にある。
- ・政令市における音楽専用ホールの稼働率は、設置されているいずれの都市も70%超の高い稼働率を有している。
- ・政令市における演劇専用ホールの稼働率は、岡山市及び北九州市は60%程度であるが、その他の都市（札幌市、横浜市、名古屋市及び熊本市）は80%超の高い稼働率を有している。
- ・多目的ホールの稼働率は、大都市圏を中心に70%超の高い稼働率を有している。
- ・政令市における文化ホール（多目的ホール）の利用状況については、講演会・式典等が最も多く、次いで音楽（クラシック）、音楽（ポピュラー）の順となっている。一方で、本市の文化ホールの利用状況については、演劇・舞踊が最も多く、次いで音楽（ポピュラー）、音楽（クラシック）の順となっているが、これはミュージカルの長期公演があったことによるものである。
- ・県内の文化ホールの利用状況について、音楽系での利用の合計が約半数を占めており、特に音楽（クラシック）の割合が最も高い。本市文化ホールと比較すると、音楽（クラシック）の利用割合が高く、音楽（ポピュラー）や演劇・舞踊の割合が低い。

リニューアル状況

- ・政令市の文化ホールの約半数が大規模改修を実施しており、その多くが開館後30年以上を経過している。なお、本市は大規模改修を実施していない。
- ・政令市の文化ホールの半数が特定天井への対応を行っている。なお、本市は特定天井への対応は行っていない。
- ・県内の文化ホールについて、回答のあった全ての文化ホールで大規模改修を実施していない。また、特定天井についても、対象外の施設を除き全ての文化ホールで対応を行っていない。

1 第1回検討会振り返り

1-2 主な意見

役割及び機能

- ▶ 劇場法では、劇場、音楽堂が社会教育活動に供する施設であると整理されており、社会教育施設としての役割を担う必要がある。
- ▶ あらゆる人が気軽に訪れることができる賑わいの場とする必要がある。
- ▶ 日常的に文化ホールに足を運ばない人も集いたくなるような空間づくりや仕掛けが重要である。
- ▶ 教育や福祉、地域コミュニティといった観点も考慮したホールであるべき。
- ▶ 医療機関や福祉施設との連携、地域コミュニティの活性化という観点も考慮したホールであるべき。
- ▶ 来場者の事情に応じて対応できるよう施設の機能を考える必要がある。

種類

- ▶ 都市の規模などを考えると音楽専用ホールが必要ではないかと思う。
- ▶ 広島交響楽団があるので音楽専用ホールを作ることも考えられるのではないか。
- ▶ 他都市で整備されているような音響に優れた多目的ホールという選択肢もあるのではないか。
- ▶ 多目的ホールは1つぐらいあっても良いと思うが、たくさんある必要はないのではないか。
- ▶ オーケストラやポップスのトップアーティストが来るような高品質かつ大きめのホールが必要ではないか。

施設整備の考え方

- ▶ 市民が誇りに思えるホール、アーティストが公演したくなるホールを目指すことが重要である。
- ▶ 将来的な維持を見据えて財政的な見通しやプログラム作り、人員の確保といった観点も重要である。
- ▶ 民設民営で公共が支えるなど、新しい官民連携の姿もあり得るのではないか。

立地

- ▶ 文化施設はまちづくりの核の一つとなり得るため、立地については戦略的に考える必要がある。

その他

- ▶ こどもが文化芸術活動を体験できる機会を提供することは重要である。
- ▶ まちづくりやまちの活性化の観点を踏まえると、様々なコンサート興行が広島を飛ばしてしまうということは問題ではないか。

1-3 第2回検討会までに必要な資料等

文化施策の整理

- ・本市の文化施策について

施設機能の整理

- ・文化ホールと区民文化センターの機能等の整理について

ヒアリング調査

- ・学校、福祉施設等へのニーズ調査（今後検討）
- ・市民等へのニーズ調査（今後検討）
- ・興行主の視点から広島の公演の状況に関する調査（今後検討）

2 本市の文化施策について

1 広島市総合計画（2020年策定）

広島市総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成している。「基本構想」及び「基本計画」は、おおむね10年に一度見直しを行うとともに、その内容について市議会の議決を経ている。また、「実施計画」は、基本計画の実施のために必要な事務事業の計画や財政計画を定めたものである。本市では、これらを基に毎年度の予算を編成し、具体的な施策の展開を図っている。

基本構想：都市像及びそれを実現するための施策の構想を定めるもの

基本計画：基本構想を達成するための施策の大綱を総合的・体系的に定めるもの（現行：2020年から2030年まで）

実施計画：基本計画の実施のために必要な事務事業の計画や財政計画を定めるもの（現行：2025年から2030年まで）

2 広島市基本構想

本市ではこれまで一貫して都市づくりの最高目標となる都市像として「国際平和文化都市」を掲げ、その具現化に向けて、「世界に輝く平和のまち」、「国際的に開かれた活力あるまち」、「文化が息づき豊かな人間性を育むまち」という三つの要素の下、施策の構想を定めている。そのうち文化施策については、以下のとおり記載している。

「文化が息づき豊かな人間性を育むまち」（抜粋）

市民一人一人の生きがいや心の充足感、健康増進や体力向上等に資するとともに、市民や国内外から訪れる人々が多様で上質な文化・スポーツの魅力に触れることのできる環境の下、様々な交流を生み出すことにより、広島広域都市圏（※）全体の活力とにぎわいが創出されるよう、文化・スポーツ活動に対する支援や参加機会の提供、環境の整備を進めるなど、その更なる振興に取り組む。

※ 本市の都心部からおおむね60kmの圏内にある、東は三原市エリアから西は山口県柳井市エリアまでの33市町で構成される圏域

2 本市の文化施策について

3 広島市基本計画（第6次）〈抜粋〉

○ 現状と課題

本市は、広島交響楽団の活動支援等を始めとする「音楽のあふれるまちづくり」の推進や、現代美術館の取組の充実、広島国際アニメーションフェスティバルの開催など、個性ある都市文化の形成に取り組んでいる。こうした中、個人の価値観やライフスタイルの多様化などを踏まえ、今後、子どもや高齢者、障害者、外国人などを含む多様な市民一人一人がより心の豊かさを享受でき、充実感を持って生活することができるような都市文化の形成が求められている。

また、伝統芸能や文化財などの歴史的な遺産は、住民の地域への愛着を育むとともに、国内外の人々の関心を高めるものであり、地域の魅力向上のためにも、その保存・活用が重要となっている。

このため、市民や国内外から訪れた人々が多様で上質な文化芸術や歴史・伝統文化に触れ、体感することのできる文化的環境を創出するとともに、文化芸術活動の担い手の育成や音楽・芸術作品等を活用した平和文化の国内外への発信力の強化に取り組む必要がある。

また、文化芸術活動の活性化や文化遺産の活用などを通じ、広島広域都市圏全体の活力を創出するとともに、国内外の人々が訪れてみたいと感じるような特色ある文化芸術があふれるまちとしての魅力向上を図る必要がある。

○ 基本方針

1 文化芸術活動の振興

- (1) 広島交響楽団や広島ウインドオーケストラを始めとする地元音楽関係者と連携して進める「音楽のあふれるまちづくり」について、本市の更なる魅力づくりに資するよう、経済界とも協力しながら、その充実を図る。
- (2) 本市の文化創造の拠点であるアステールプラザ等を活用した文化芸術活動の活性化、広島を拠点に活躍する芸術家・クリエイターの支援など、文化的環境の整備・充実を図るとともに、子どもや高齢者、障害者、外国人などを含む多様な市民による主体的な文化芸術活動の促進とその担い手の育成に取り組む。

2 音楽・芸術作品等を活用した平和文化の普及・振興

国境や言語を超えた表現手法である音楽や映画、漫画、アニメーション等のメディア芸術等を活用した平和を発信する取組の推進や、姉妹友好都市との国際的文化交流の推進、現代美術館における平和の発信機能の強化、平和意識を醸成する活動の支援など、音楽・芸術作品等を活用した平和文化の普及・振興を図る。

3 伝統芸能・文化遺産の適切な保存・活用とその継承

史跡広島城跡を始めとする文化財の保存・整備を推進するとともに、伝統芸能・文化遺産の次世代への保存・継承活動の促進や、広島で長年親しまれ、受け継がれてきた伝統芸能・文化遺産の魅力発信とその価値を高める活用に取り組む。

4 関連分野と連携した取組の推進

広島広域都市圏全体の活力創出を目指し、神楽を始めとする有形無形の文化財の適切な活用による観光の取組や、茶道や書道など日本の伝統文化等を通じた国際交流の取組など、様々な関連分野と連携した取組を推進する。

2 本市の文化施策について

4 広島市実施計画(2025-2030)第3期「世界に誇れる『まち』広島」創生総合戦略<抜粋>

○ 文化施策に関する取組

1 文化芸術活動の振興

- (1) 広島交響楽団や広島ウインドオーケストラを始めとする地元音楽関係者と連携して進める「音楽のあふれるまちづくり」について、本市の更なる魅力づくりに資するよう、経済界とも協力しながら、その充実を図る。
- (2) 本市の文化創造の拠点であるアステールプラザ等を活用した文化芸術活動の活性化、広島を拠点に活躍する芸術家・クリエイターの支援など、文化的環境の整備・充実を図るとともに、こどもや高齢者、障害者、外国人などを含む多様な市民による主体的な文化芸術活動の促進とその担い手の育成に取り組む。

2 音楽・芸術作品等を活用した平和文化の普及・振興

国境や言語を超えた表現手法である音楽や映画、漫画、アニメーション等のメディア芸術などを活用した平和を発信する取組の推進や、姉妹・友好都市との国際的文化交流の推進、現代美術館における平和の発信機能の強化、平和意識を醸成する活動の支援など、音楽・芸術作品等を活用した平和文化の普及・振興を図る。

3 伝統芸能・文化遺産の適切な保存・活用とその継承

史跡広島城跡を始めとする文化財の保存・整備を推進するとともに、伝統芸能・文化遺産の次世代への保存・継承活動の促進や、広島で長年親しまれ、受け継がれてきた伝統芸能・文化遺産の魅力発信とその価値を高める活用に取り組む。

4 関連分野と連携した取組の推進

広島広域都市圏全体の活力創出を目指し、神楽を始めとする有形無形の文化財の適切な活用による観光の取組や、茶道や書道など日本の伝統文化等を通じた国際交流の取組など、様々な関連分野と連携した取組を推進する。

2 本市の文化施策について

《参考1》劇場法（劇場、音楽堂等の活性化に関する法律）

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

1. 趣旨

我が国の劇場や音楽堂、文化会館、文化ホール等（以下「劇場、音楽堂」という。）に係る現状や課題を踏まえ、文化芸術振興基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現等に寄与する。

《現状》

- ・ 我が国における劇場、音楽堂等としての機能を有している施設の多くは、文化会館や文化ホールといった文化施設であり、また多目的に利用される場合が多い。
- ・ これら文化施設における文化芸術活動は、多くの場合は、貸館公演が中心となっている。

《主な課題》

- ・ 文化施設の劇場、音楽堂等としての機能が十分に発揮されていない。
- ・ 実演芸術団体の活動拠点が大都市圏に集中しており、相対的に地方では多彩な実演芸術に触れる機会が少ない。

2. 概要

- ① 劇場、音楽堂等を設置・運営する者、実演芸術団体等、国、地方公共団体の役割を明確にするとともにこれらの関係者等が相互に連携協力することを明確にする。（第2条～第8条）
- ② 国及び地方公共団体が取り組むべき事項を明確にし、劇場、音楽堂等を取り巻く環境の整備等を進める。（第9条～第15条）
- ③ 劇場、音楽堂等の事業の活性化に必要な事項に関する指針を国が作成する。（第16条）

（参考）

- ① 「劇場、音楽堂等」、「実演芸術」の定義（第2条）
- ② 劇場、音楽堂等の事業（第3条）
- ③ 劇場、音楽堂等を設置・運営する者の役割（実演芸術の水準向上等）（第4条）
- ④ 実演芸術団体等の役割（実演芸術に関する活動の充実等）（第5条）
- ⑤ 国の役割（劇場、音楽堂等に係る環境の整備その他の必要な施策の策定、実施）（第6条）
- ⑥ 地方公共団体の役割（地域の特性に応じた施策の策定、実施）（第7条）
- ⑦ 関係者等（劇場、音楽堂等を設置・運営する者、実演芸術団体等、国及び地方公共団体）の相互の連携及び協力（第8条）
- ⑧ 国及び地方公共団体の財政上・金融上・税制上等の措置（第9条）
- ⑨ 国際的に高い水準の実演芸術の振興等（第10条）
- ⑩ 国際的な交流の促進（第11条）
- ⑪ 地域における実演芸術の振興（第12条）
- ⑫ 人材（制作者、技術者、経営者、実演家等）の養成及び確保等（第13条）
- ⑬ 国民の関心と理解の増進（第14条）
- ⑭ 学校教育との連携（第15条）
- ⑮ 劇場、音楽堂等の事業の活性化に関する指針の策定（文部科学大臣）（第16条）

3. 施行期日

公布の日（平成24年6月27日）

《参考2》文化芸術基本法の一部改正（平成29年6月23日公布・施行）

文化芸術振興基本法の一部を改正する法律概要

第一 趣旨

1. 文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むこと
2. 文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用すること

第二 改正の概要

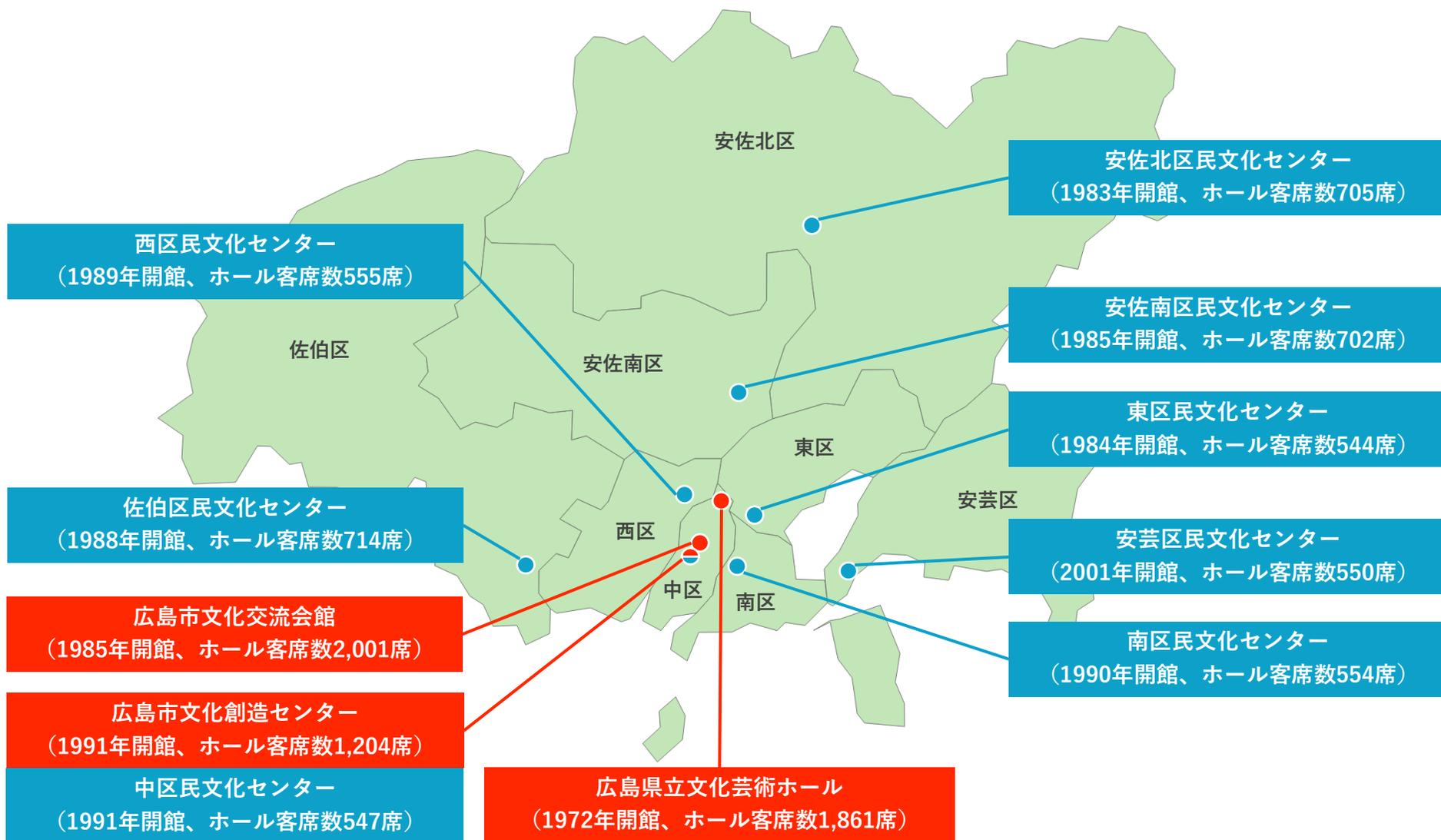
1. 題名等
法律の題名を「文化芸術基本法」に改めるとともに、前文及び目的について所要の整理を行う。
2. 総則
基本理念を改めるとともに、文化芸術団体の役割、関係者相互の連携及び協働並びに税制上の措置を規定する。
《基本理念の改正内容》
①「年齢、障害の有無又は経済的な状況」にかかわらず等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備、②我が国及び「世界」において文化芸術活動が活発に行われる環境を醸成、③児童生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性、④観光、まちづくり、国際交流などの各関連分野における施策との有機的な連携
3. 文化芸術推進基本計画等
政府が定める「文化芸術推進基本計画」、地方公共団体が定める「地方文化芸術推進基本計画」（努力義務）について規定する。
4. 基本的施策
① 芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能の振興について、伝統芸能の例示に「組踊」を追加するとともに、必要な施策の例示に「物品の保存」、「展示」、「知識及び技能の継承」、「芸術祭の開催」などへの支援を追加。
② 生活文化の例示に「食文化」を追加するとともに、生活文化の振興を図る。
③ 各地域の文化芸術の振興を通じた地域の振興を図ることとし、必要な施策の例示に「芸術祭への支援」を追加。
④ 国際的な交流等の推進に関する必要な施策の例示に「海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援」及び「文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣」を追加。
⑤ 芸術家等の養成及び確保に関する必要な施策の例示に国内外における「教育訓練等の人材育成への支援」を追加。
など
5. 文化芸術の推進に係る体制の整備
政府の文化芸術推進会議、地方公共団体の文化芸術推進会議等について規定する。

第三 その他

文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方等を含め検討を加え、必要な措置を講ずる。

3 文化ホールと区民文化センターの機能等の整理について

■ 文化ホールと区民文化センターの配置



3 文化ホールと区民文化センターの機能等の整理について

文化ホールと区民文化センターについて、設置目的、諸室構成、稼働率、利用状況及び主な事業内容などを整理した。

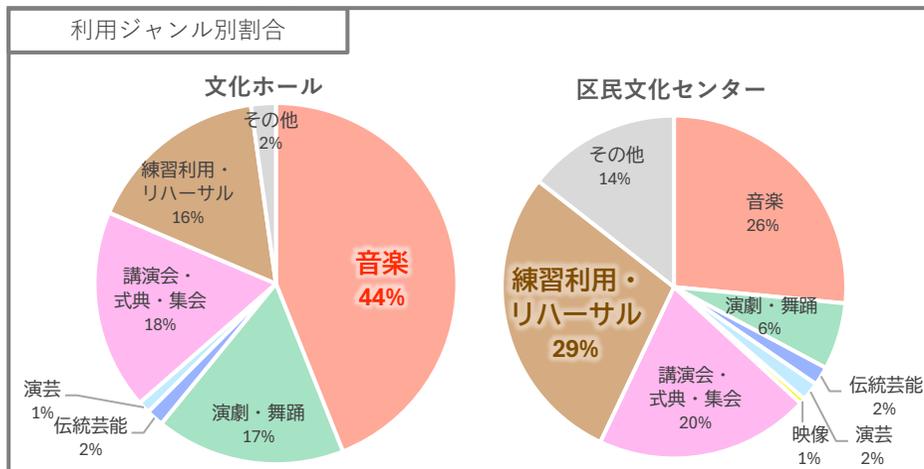
■ 設置目的、諸室構成及び稼働率

	文化交流会館				アステールプラザ（文化創造センター／中区民文化センター）				区民文化センター（中区民文化センターを除く）				
設置目的	文化に関する鑑賞、活動等の場を提供することにより、市民文化の向上及び交流の促進を図るため設置				<文化創造センター> 文化活動の振興及び交流を図り、本市の文化の創造に寄与するため設置 <中区民文化センター> 市民に各種の地域活動と文化活動の場を提供し、地域連帯意識の高揚と地域文化の振興を図るため設置				市民に各種の地域活動と文化活動の場を提供し、地域連帯意識の高揚と地域文化の振興を図るため設置				
諸室構成及び稼働率	ホール	69.1%	リハーサル室	22.8%	大ホール	66.9%	リハーサル室	74.2%					
					中ホール(547席)	78.9%	多目的スタジオ	75.2%	ホール	65.0%	スタジオ(小ホール機能)	62.7%	
	会議室(大)	44.5%	練習室(大・小)	37.1%	会議室(大・中・小)	78.4%	練習室(大・中・小)	92.0%	会議室(大・中・小)	80.1%	練習室	92.0%	
					音楽室(大・中・小)	69.4%	美術工芸室 工作実習室	64.1%	音楽室	75.5%	美術工芸室 工作実習室	75.0%	
					大広間 和室	61.6%	市民 ギャラリー	61.3%	大広間 和室	78.5%	ロビー・ ギャラリー	44.0%	
				オーケストラ等 練習場	75.8%	視聴覚 スタジオ	60.1%						

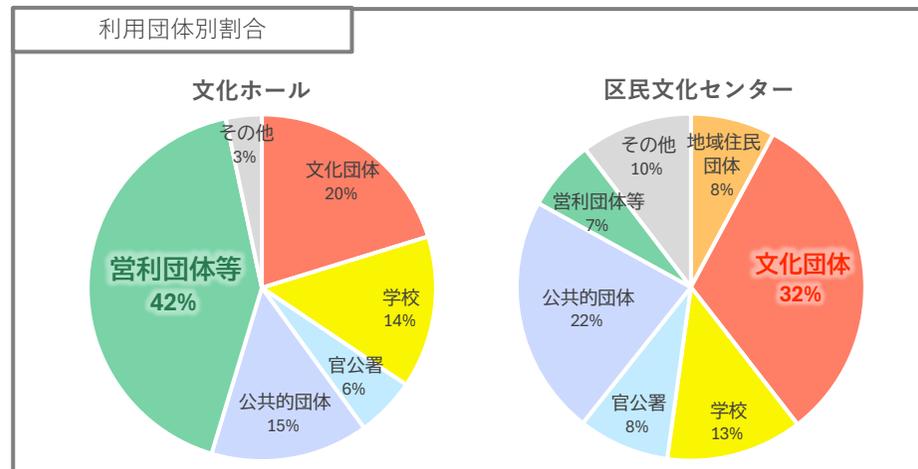
※稼働率は令和6年度実績であり、区民文化センターの稼働率は諸室を設置している区の平均値である。

※アステールプラザ表中の網掛け（黄色）は中区民文化センターの部分を目指す。

■ 各ホールの利用状況



※ その他：舞台設営など



※ 営利団体等：企業、個人事業主 その他：指定管理者（自主事業）など

3 文化ホールと区民文化センターの機能等の整理について

■ 文化ホールにおける本市又は本市関係団体の実施事業（令和6年度実績）

区分は以下の3類型で整理する。
 ・鑑賞型：コンサート、演劇、映画上映など
 ・創造・表現型：市民参加ステージ、発表会、コンクールなど
 ・交流型：ワークショップ、体験講座など

【凡例】 ●音楽、音楽等 ●演劇・舞踊 ●伝統芸能 ○その他

	事業名称	会場	概要	実績	ジャンル	区分		
						鑑賞型	創造・表現型	交流型
1	ひろしま国際平和文化祭	文化交流会館、アステールプラザ大ホール等	市民や国内外の人々が本市等の文化芸術に触れる機会の拡充を目的とした、音楽とメディア芸術を柱とした国際平和文化祭	入場者数及び参加者数 5,180,2人	音楽等	○	○	○
2	小・中・高校生による文化の祭典	文化交流会館、アステールプラザ大ホール等	市内のこどもたちの文化芸術活動の意欲と自信を育て、音楽・展示・ステージなど日頃の成果を広く発信するためのイベント	入場者数 約16,000人 (参加児童等含む)	音楽等		○	
3	オペラルネッサンス	アステールプラザ大ホール、多目的スタジオ、音楽室等	オペラの普及啓発を通じた地域文化の向上を目指して開催。オペラ公演のほか、専門家によるオペラ研修や子どもオペラワークショップ、現代音楽公演などの複合的な事業	入場者数及び参加者数 約6,800人	音楽	○	○	○
4	平和のタペコンサート	文化交流会館	本市の音楽事業で芽生えた平和文化の精神の継承と普及を図るため開催するコンサート	入場者数 1,280人	音楽	○		
5	市民サロンコンサート	アステールプラザ多目的スタジオ等	毎月第4水曜日の昼に開催する小編成の演奏会	入場者数 1,006人	音楽	○		
6	国際音楽交歓コンサート	アステールプラザ大ホール	公益社団法人国際音楽交流協会との共催により、国際的演奏家を招聘し開催するコンサート	入場者数 600人	音楽	○		
7	広島プロミシングコンサート	アステールプラザ大ホール	新人演奏会で選考された新進クラシック音楽家と、広島交響楽団による演奏会	入場者数 386人	音楽	○	○	
8	芸術劇場	アステールプラザ中ホール	芸術性に優れた演劇等の公演	入場者数 3,482人	演劇・舞踊	○		
9	平和発信事業	アステールプラザ多目的スタジオ	平和をテーマにした演劇等の公演及びワークショップ	入場者数及び参加者数 259人	演劇・舞踊		○	○
11	コンテンポラリーダンスプロデュース公演	アステールプラザリハーサル室	プロの振付家によるコンテンポラリーダンスの公演	入場者数 182人	演劇・舞踊	○		
11	演劇学校	アステールプラザ大ホール	演劇の専門家を招いた実践的な講座（演劇人のための演劇学校、一般を対象とした公開講座）	参加者数 72人	演劇・舞踊			○
12	ひろしま平和能楽祭	アステールプラザ中ホール	優れた能楽師・狂言師を招いての能と狂言の鑑賞会	入場者数 501人	伝統芸能	○		
13	市民能楽のつどい	アステールプラザ中ホール	市内で活動する能楽の各流派による合同発表会	入場者数 274人	伝統芸能		○	
14	能楽ワークショップ	アステールプラザ大広間等	小学4～6年生や15歳以上を対象とする能楽の実技指導等の講座	参加者数 32人	伝統芸能			○
参考①：文化財団による文化活動への支援								
1	市民文化活動への助成	アステールプラザ内	音楽、美術、演劇、民俗芸能等の文化活動を行っている団体又は個人が日頃の活動の成果を発表する事業への助成（最大20万円）	助成件数 21件	その他			
2	文化情報マガジン「to you」の発行	アステールプラザ内	市内の各種施設等で行われる文化行事等の情報を取りまとめた文化情報マガジンの発行	発行部数 180,000部	その他			
参考②：本市関係団体以外による事業（カッコ内は主催団体）								
1	けんみん文化祭ひろしま (けんみん文化祭実行委員会)	アステールプラザ等	県内各地で舞台発表や作品展示を行い、県民の文化・芸術への関心を高め、団体同士の交流とレベル向上を図る文化祭（対象は県全体）	非公表	音楽 伝統芸能	○	○	
2	広島交響楽団定期演奏会 (広島交響楽団)	文化交流会館	プロオーケストラによる定期演奏会（年10回程度）	非公表	音楽	○		
3	広島県吹奏楽コンクール (広島県吹奏楽連盟)	文化交流会館	小学生・中学生・高校生・大学生・職場・一般の団体が出場する吹奏楽コンクール（全国大会の地区大会）	出場登録団体数 257団体	音楽		○	
4	こころの劇場 (一般財団法人舞台芸術)	文化交流会館	市内の全小学6年生を対象とした劇団四季の観劇会	入場者数 約10,000人	演劇・舞踊	○		
5	マイタウンオーケストラ広響 (広島交響楽団)	文化交流会館	毎年1月～3月にかけて市内8区の区民文化センター等を巡回するコンサート（※）	非公表	音楽	○		

※令和6年度は文化交流会館で実施

3 文化ホールと区民文化センターの機能等の整理について

■ 区民文化センターにおける本市又は本市関係団体の実施事業（令和6年度実績）

【凡例】 ● 音楽、音楽等 ● 演劇・舞踊 ● 伝統芸能 ● 演芸

	事業名称	概要	実績	ジャンル	区分		
					鑑賞型	創造・表現型	交流型
1	区民文化祭	公民館や区民文化センターで活動する文化サークルによる舞台発表等	入場者数 1,721人	音楽等		○	
2	クラシックコンサート	広島で活動している若手音楽家が自ら企画・構成・出演するクラシックの演奏会（年11回）	入場者数 2,788人	音楽	○	○	
3	さろんコンサート	区内で活動している音楽家に発表の機会を提供するとともに、区民の音楽に対する興味や関心を高めることを目的に開催する演奏会	入場者数 808人	音楽	○	○	
4	地域交流コンサート	地域との交流を目的として、公民館・学校・福祉施設等へ出向いて実施するコンサート	入場者数 656人	音楽	○		
5	音楽フェスティバル	区民文化センターを活動拠点とするグループを中心としたコンサート	入場者数 546人	音楽		○	
6	音楽祭	区内で活動している和太鼓団体による演奏会と子ども向けワークショップ	入場者数及び参加者数 407人	音楽		○	○
7	楽器ワークショップ	主に小中高生を対象とした打楽器の講習会や成果発表、楽器作りワークショップ	入場者数及び参加者数 337人	音楽		○	○
8	広島市新人演奏会	広島市出身又は在住・通勤・通学の新進音楽家による声楽及び器楽の演奏会	入場者数 337人	音楽		○	
9	クラシック促進事業	地元演奏家や広島とゆかりのある演奏家による小規模コンサート	入場者数 133人	音楽	○		
10	アウトリーチコンサート	幼児向けクラシックコンサート	入場者数 55人	音楽	○		
11	芸術劇場	地元セミプロ劇団等による演劇などの公演	入場者数 862人	演劇・舞踊	○		
12	子ども演劇ワークショップ	子どもを対象とした演劇のワークショップと成果発表	入場者数及び参加者数 365人	演劇・舞踊		○	○
13	人形劇場	子どもを対象とした人形劇	入場者数 90人	演劇・舞踊	○		
14	神楽鑑賞会	県内の神楽団による神楽の鑑賞会	入場者数 852人	伝統芸能	○		
15	文化の祭典	郷土の伝統芸能である十二神祇神楽などの公演やワークショップ	入場者数及び参加者数 661人	伝統芸能	○		○
16	バックステージツアー	文楽や狂言の舞台裏の見学や、能舞台や狂言、文楽の基礎知識を解説するイベント	参加者数 80人	伝統芸能			○
17	落語会	広島県出身の落語家による落語鑑賞会（4回）	入場者数 395人	演芸	○		
18	寄席	市内で活動している落語等の演芸愛好者による公演	入場者数 72人	演芸		○	

4 本市に必要な文化ホールの機能等について（意見交換）

第1回在り方検討での御意見等を踏まえ、以下のとおり本市に必要な文化ホールとは何かを整理した。これを基に今後、本市に必要な文化ホールの機能を検討することとする。

	鑑賞者	演者	その他
音楽	<ul style="list-style-type: none"> ・広島交響楽団の本格的な演奏を優れた音響で定期的に聞くことができる。 ・世界レベルのクラシック、国内外アーティストのツアー公演を体験することができる。 ・年齢や世代、障害の有無に関わらず、日常的に音楽に触れることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・優れた音響、舞台設備で演奏することができる。 ・練習室やリハーサル室など、創作や練習、準備のための環境が整っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・音楽や芸術等に関する大規模なイベントに参加し、国内外から集まる人々と交流することができる。 ・平和をテーマとした公演など、広島ならではの文化芸術に触れることができる。 ・文化芸術に関する知りたい情報に簡単にアクセスすることができる。
演劇等	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の劇団などの公演を臨場感のある空間で鑑賞することができる。 ・伝統芸能（能、狂言等）や先進的な舞台作品に触れることができる。 ・年齢や世代、障害の有無に関わらず、日常的に文化芸術に触れることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・優れた音響、舞台設備で演技、表現をすることができる。 ・演劇、ダンス、伝統芸能などに適した練習室やスタジオなど、創作や練習、準備のための環境が整っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術に係る様々なステークホルダー等と関わることができる。 ・音楽や芸術など、学校教育の場としても活用することができる。

本市に必要な文化ホールの機能

これらを実現するために今後どのように進める必要があるか

(例：ハード面)

・音楽専用ホールの設置について



設置する場合 ……………

設置しない場合 ……………

設置方法について

例：単独で設置、既存施設の建て替え、民間開発の活用など

望ましい設置場所について

例：市内中心部、交通結節点など

対応等について

例：既存施設を改修（音響性能向上）など

・多目的ホールの設置について



設置する場合 ……………

設置しない場合 ……………

設置方法について

例：既存施設の建て替え、複合化、民間開発の活用など

望ましい設置場所について

例：市内中心部、交通結節点など

対応等について

例：既存施設を改修（長寿命化、特定天井対応、諸室構成の見直し）など